

二、治安維持法案ハ労働運動ニイリテハ、種々重要ナル意義ヲ下セハ、
基礎ノ由

三、治安維持法案ハ、(労働運動)ニ對シテ、治安維持法案ハ、
労働運動ニ關シテ大商會等ヲ對シテ、

聯合大會等ノ大連聯合會等ニ、二月四日又日本労働聯合會等
二月二日、日本労働聯合會本部等ニ、日本労働聯合會等
労働運動發展問題ノ對

意圖ヲトス

(然レモ、日本労働聯合會等ニ對シテ、日本労働聯合會等
労働運動ニ對シテ、日本労働聯合會等ニ對シテ、

労働運動ニ對シテ、日本労働聯合會等ニ對シテ、

労働運動ニ對シテ、日本労働聯合會等ニ對シテ、

労働運動ニ對シテ、日本労働聯合會等ニ對シテ、

並

労働運動ニ對シテ、日本労働聯合會等ニ對シテ、

財團法人協調會大阪支所

テ我方國現在ノ社會狀態ニ鑑ミ極力反對スルコト
反對ノ具体的方法

イ、各労働團體ハ歩調ヲ揃ヘ一齊ニ反對演説會ヲ開ク事

ロ、新聞宣傳ヲ爲ス事

ハ、關係各官廳ヲ訪問シ反對運動ヲスル事

ニ、關係代議士ヲ訪問シ反對運動ヲスル事

二、法案個々反對ノ主志

イ、労働爭議調停法案ハ大体ニ於テ進歩適ナリトハ思料スル

モ公共的事業ニ従事スルモノニ對シテハ強制ノ仲裁制度ヲ

採用スルハ反面ニ特別ノ保護法ナキ限り片手落ノ憾アリ故

ニ民間工場ノ労働者ト同様自由制度トスルヲ至當ト認ム、

且又労働團體ヲ正式ニ認メザル今日、爭議調停法案ヲ直チ

ニ提出スルハ不合理ナリ

ロ、治安維持法案ハ列舉處罰主義ヲ採用シ居レルヲ以テ下級